

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 救急病院等の指定
- 保安林の指定予定

医療推進課  
治山課

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

【人事委員会】

- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

人事委員会

# 平成29年1月24日 岡山県公報 第11857号

## ◎岡山県告示第三十号

次の病院及び診療所は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院及び救急診療所である。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 病院等の名称及び所在地

名称	岡山大学病院
所在地	岡山市北区鹿田町二一五一
名称	岡山労災病院
所在地	岡山市南区築港緑町一〇一三五
名称	岡山市立市民病院
所在地	岡山市北区北長瀬表町三一二〇一
名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山市北区国体町二一二五
名称	川崎医科大学総合医療センター
所在地	岡山市北区中山下二一六一
名称	心臓病センター榊原病院
所在地	岡山市北区中井町二一五一
名称	光生病院
所在地	岡山市北区厚生町三一八一三五
名称	総合病院岡山協立病院
所在地	岡山市中区赤坂本町八一〇
名称	岡山西大寺病院
所在地	岡山市東区西大寺中野本町八一四一
名称	佐藤病院
所在地	岡山市南区築港栄町二一一三
名称	竜操整形外科病院
所在地	岡山市中区藤原二一一
名称	岡山旭東病院
所在地	岡山市中区倉田五六七一

平成29年1月24日 岡山県公報 第11857号

名称	総合病院岡山赤十字病院
所在地	岡山市北区青江二一一一
名称	岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院
所在地	岡山市北区建部町福渡一〇〇〇
名称	岩藤胃腸科外科歯科クリニック
所在地	岡山市東区瀬戸町沖三四三
名称	玉野三井病院
所在地	玉野市玉三一二一一
名称	瀬戸内市立瀬戸内市民病院
所在地	瀬戸内市邑久町山田庄八四五一一
名称	赤磐医師会病院
所在地	赤磐市下市一八七一
名称	備前市国民健康保険市立備前病院
所在地	備前市伊部二二四五
名称	北川病院
所在地	和气郡和气町和气二七七
名称	倉敷中央病院
所在地	倉敷市美和一一一一
名称	倉敷第一病院
所在地	倉敷市老松町五三一一〇
名称	倉敷成人病センター
所在地	倉敷市白楽町二五〇
名称	しげい病院
所在地	倉敷市幸町二二三〇
名称	総合病院水島中央病院
所在地	倉敷市水島青葉町四一五
名称	水島第一病院
所在地	倉敷市神田二一三一一三三
名称	倉敷記念病院
所在地	倉敷市中島八三一

# 平成29年1月24日 岡山県公報 第11857号

名称	玉島中央病院
所在地	倉敷市玉島阿賀崎二―一―一
名称	倉敷市立児島市民病院
所在地	倉敷市児島駅前二―三九
名称	川崎医科大学附属病院
所在地	倉敷市松島五七七
名称	玉島第一病院
所在地	倉敷市玉島一三三四―一
名称	倉敷スイートホテル
所在地	倉敷市中庄三五四二―一
名称	玉島協同病院
所在地	倉敷市玉島柏島五二〇九―一
名称	児島中央病院
所在地	倉敷市児島小川町三六八五
名称	総合病院水島協同病院
所在地	倉敷市水島南春日町一―一
名称	松田病院
所在地	倉敷市鶴形一―三一―〇
名称	藤沢脳神経外科病院
所在地	倉敷市玉島勇崎五八七
名称	まび記念病院
所在地	倉敷市真備町川辺二〇〇〇―一
名称	森下病院
所在地	総社市駅前一―六一―一
名称	薬師寺慈恵病院
所在地	総社市総社一―一七―二五
名称	金光病院
所在地	浅口市金光町占見新田七四〇
名称	笠岡市立市民病院
所在地	笠岡市笠岡五六二八―一

# 平成29年1月24日 岡山県公報 第11857号

名称	笠岡第一病院
所在地	笠岡市横島一九四五
名称	笠岡中央病院
所在地	笠岡市笠岡五一〇二―一四
名称	井原市立井原市民病院
所在地	井原市井原町一一八六
名称	小田病院
所在地	井原市井原町五八二
名称	菅病院
所在地	井原市井原町一二四
名称	矢掛町国民健康保険病院
所在地	小田郡矢掛町矢掛二六九五
名称	高梁中央病院
所在地	高梁市南町五三
名称	大杉病院
所在地	高梁市柿木町二四
名称	高梁市国民健康保険成羽病院
所在地	高梁市成羽町下原三〇一
名称	勝山病院
所在地	真庭市本郷一八一九
名称	近藤病院
所在地	真庭市勝山一〇七〇
名称	総合病院落合病院
所在地	真庭市垂水二五一
名称	金田病院
所在地	真庭市西原六三
名称	中山病院
所在地	真庭市久世二五〇八
名称	芳野病院
所在地	苫田郡鏡野町吉原三一二

平成29年1月24日 岡山県公報 第11857号

名称 鏡野町国民健康保険病院

所在地 苫田郡鏡野町寺元三六五

名称 田尻病院

所在地 美作市明見五五〇―一

二 有効期限

平成三十二年一月三十一日

附 則

この告示は、平成二十九年二月一日から施行する。

◎岡山県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

小田郡矢掛町中宇安居寺一五三六の一、一五三六の二、一五三七の二、一五三七の三、一五三七の五から一五三七の一六まで、一五三七の一八、一五三七の二〇から一五三七の二七まで、一五三七の三三、一五三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇安居寺一五三六の二・一五三七の一八・一五三七の二六（以上三筆について

次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字池成一一八〇の一

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）



◎岡山県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字岩嘉二一九〇の一

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷釜村字サカヘカ谷一〇五、字竹ノ谷一〇九〇、字カシヤ原一一〇三の

一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字下樋谷四三七八の五、字大谷日向四三六七

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町物見字山ノ神一三五一の二、字田ラ原一三五二、一三五三の一、一三五三の二、一三五四、一三五五の一、一三五六の一、一三五七から一三六一まで、一三六二の一、一三六二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神一三五一の二、字田ラ原一三五三の一、一三五三の二、一三六一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市福谷字竹ガサコ四一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字竹ガサコ四一五（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県人事委員会規則第一号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び新事務棟」を「、新事務棟及び新事務本館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。